

平成 30 年 9 月

事業者の皆さまへ

一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会
東京支部

平成 30 年度厚生労働省委託事業

「職場における受動喫煙防止対策に係る相談支援・周知啓発業務」による

職場における受動喫煙防止対策 無料説明会(案内)

労働安全衛生法の一部改正により平成 27 年 6 月より受動喫煙防止が事業者の努力義務となり、平成 30 年 7 月に改正健康増進法が成立し、平成 32 年 4 月より全面施行となります。^(注1)

つきましては、「職場の受動喫煙防止対策」の内容の理解を図るとともに、その進め方を提案するために下記のとおり無料の説明会を2回開催いたします。

ふるって御参加いただきますようご案内申し上げます。

なお、本説明会は受動喫煙防止対策に取り組む事業者に対して厚生労働省が行う各種の支援事業の一環で、一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会が厚生労働省からの委託を受けて実施いたします。

記

- 開催日時 第一回 平成 30 年 10 月 23 日(火)13:30 から 16:30 (受付開始 13:00)
第二回 平成 30 年 11 月 19 日(月)13:30 から 16:00 (受付開始 13:00)
- 開催場所 仏教伝道センタービル 8階「和」(裏面別紙地図参照、第一回、第二回とも同一会場)
東京都港区芝 4-3-14 (JR 田町駅より徒歩 8 分、都営三田駅 A9 出口より徒歩 2 分)
- 対象 事業場の経営者、人事・労務・総務・安全衛生・施設担当者など
- 参加費及びテキスト代 無 料
- 説明会の内容
 - 受動喫煙による健康への有害性
 - 職場における受動喫煙防止対策に関する推進体制及び施設整備
 - 職場の受動喫煙防止対策に関する規制の現状と今後の展望、支援制度の取組
(厚生労働省の支援制度(助成金制度を含む)、安衛法改正の内容を含む。)
 - 受動喫煙防止対策に取り組んだ事業場における好事例の紹介
 - 質疑応答
- 定員 各 100 名 (先着順)
- 申込み要領
裏面の参加申込書 に必要事項を記入し、FAX または E-mail にてお申し込みください。
なお、受講票等は、送付いたしませんので直接会場にお越しください。
- 申込期限: 第一回目:平成 30 年 10 月 15 日(月)、第二回目:平成 30 年 11 月 12 日(月)
- 問合せ先 日本労働安全衛生コンサルタント会 東京支部 TEL 03-3453-7393

以上

補足説明

(注1)健康増進法の受動喫煙防止について

平成 30 年 7 月 18 日に改正「健康増進法」が成立しました。受動喫煙防止を目的として多数の者が利用する施設等の区分に応じて、一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、施設等の管理権原者が講ずべき措置、罰則等について定めています。施設等の類型・場所に応じて施行に必要な準備期間を考慮し、平成 32 年東京オリンピック・パラリンピックまでに段階的に施行されます。

平成 30 年度厚生労働省委託事業

「職場における受動喫煙防止対策に係る相談支援・周知啓発業務」による

職場における受動喫煙防止対策に係る 無料説明会申込書

宛先： (一社)日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部

電話： 03-3453-7393 FAX 03-3453-7505

メール： box-amber@jashcon-tokyo.com 申込受付専用 E-mail

記入日 平成 30 年 月 日

職場における受動喫煙防止対策に係る説明会に申し込みます。

開催日(いずれかを選んでください)	<input type="checkbox"/> 第一回 10 月 23 日(火) 又は <input type="checkbox"/> 第二回 11 月 19 日(月) 場所: 仏教伝道センタービル8階「和」		
1 事業場	社名:		
	事業場名:		
	住所:		
2 参加者	所属:	氏名:	
3 電話番号/FAX	電話番号:	FAX:	
4 メールアドレス			

※ 参加申込書にご記入いただいた情報は、本説明会の運営のためにのみ使用します。
先着順に受け付けます。受講票は発行しませんのでご了承ください。

